



# 放射性物質汚染廃棄物の 処理状況について

平成26年10月

# 放射性物質汚染対処特措法に基づく放射性物質に汚染された廃棄物の処理

## 特定廃棄物

### ① 対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域(旧警戒区域・計画的避難区域:11市町村)を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物  
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に  
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の  
焼却灰等の汚染状態の調査  
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査  
(特措法第18条)

申請

### ② 指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定  
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

## 特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

## 原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施



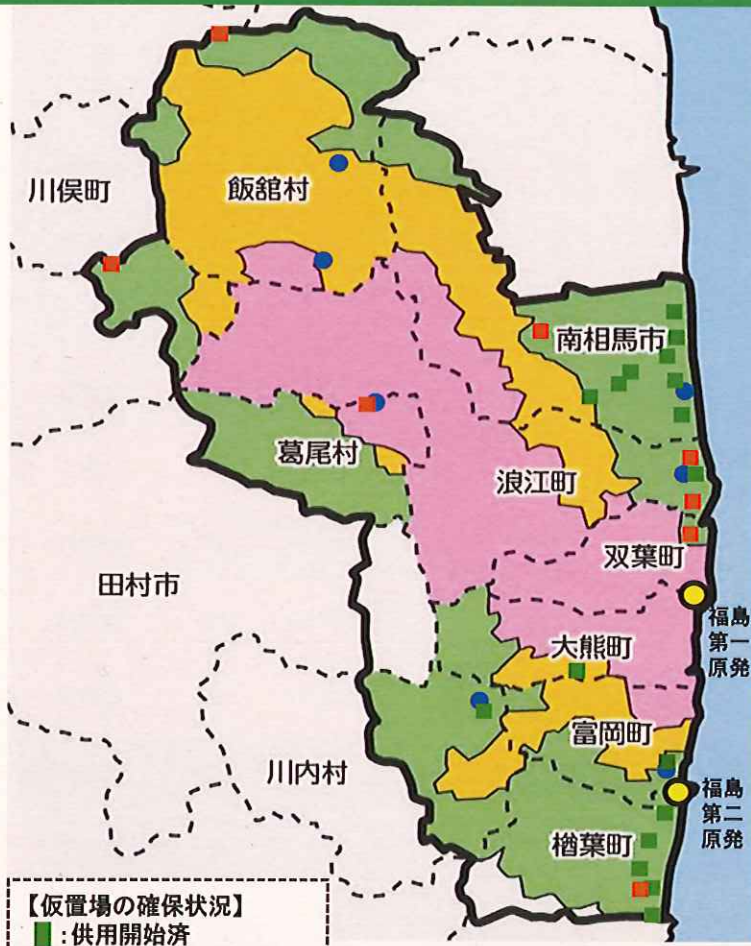
# 指定廃棄物の指定状況(平成26年6月30日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土(上水)		浄水発生土(工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	7	193.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	9	468.9
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	2	2,238.2	10	42.3	20	3,291.7
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	279	92,862.7	79	2,791.1	35	2,261.2	3	168.1	48	8,968.8	14	1,862.7	67	12,426.3	525	121,340.9
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	12	5,117.0	5	18.4	63	10,510.3
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	46	2,717.7	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	10	403.5	59	3,663.8
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	377	101,581.6	82	2,792.7	67	5,563.6	4	295.1	64	13,150.5	28	9,217.9	103	13,407.5	725	146,009

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。



# 国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況 (H26.8.29現在)



【仮置場の確保状況】  
 ■ 供用開始済  
 ■ 工事中又は準備中

● 仮設焼却施設(設置予定)  
 ■ 避難指示解除準備区域  
 ■ 帰還困難区域

□ 汚染廃棄物対策地域  
 ■ 居住制限区域



撤去前

撤去前(平成25年5月)



撤去後

撤去後(平成25年6月)

楢葉町前原地区における災害廃棄物等の撤去状況

対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

## 【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

- 楢葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、目標に向けて帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

## 【仮置場の確保状況】

- 当面必要な仮置場25箇所を確保し、うち、17箇所において供用開始済。
- 残り8箇所については、工事中又は準備中であり、搬入準備が整い次第、順次供用開始予定。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。

## 【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)
建設工事中	川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村
建設手続き・建設工事準備中	飯舘村(蕨平地区)、浪江町
地元調整中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。



川俣町山木屋地区における仮置場整備状況(平成26年7月)



川内村における仮設焼却施設の建設状況(平成26年8月)



# 福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場(フクシマエコテック)、10万Bq/kgを超えるものは、中間貯蔵施設に搬入することとしている。

## 既存の管理型処分場(フクシマエコテック)に関するこれまでの対応経緯

- 平成25年12月 環境大臣及び復興大臣が、4町(双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町)及び福島県に対して、既存の管理型処分場(フクシマエコテック)の活用と中間貯蔵施設の設置について受け入れを要請。
- 平成26年2月 福島県知事から、中間貯蔵施設について双葉町・大熊町に集約する一方、楡葉町には固型化施設等関連施設(飛灰等をセメント固型化する施設)を配置する方向で計画案を見直すこと等を求める申入れ。
- 平成26年3月 環境大臣・復興大臣より、福島県知事からの申入れに対して、固型化施設等関連施設を楡葉町波倉地区に設置すること等を回答。

### 富岡町

- 平成26年2月3日、4月10日、5月23日 全員協議会で説明
- 平成26年6月8、14、15日 住民説明会で説明

### 楡葉町

- 平成26年4月18日 全員協議会で説明
- 平成26年4月19日、20日 住民説明会で説明

## 減容化事業の例

### 福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化事業

平成25年4月から稼働し、平成26年8月末に保管汚泥の処理を完了。今後解体撤去予定。



### 福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。



### 福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

平成26年3月から、稼働中

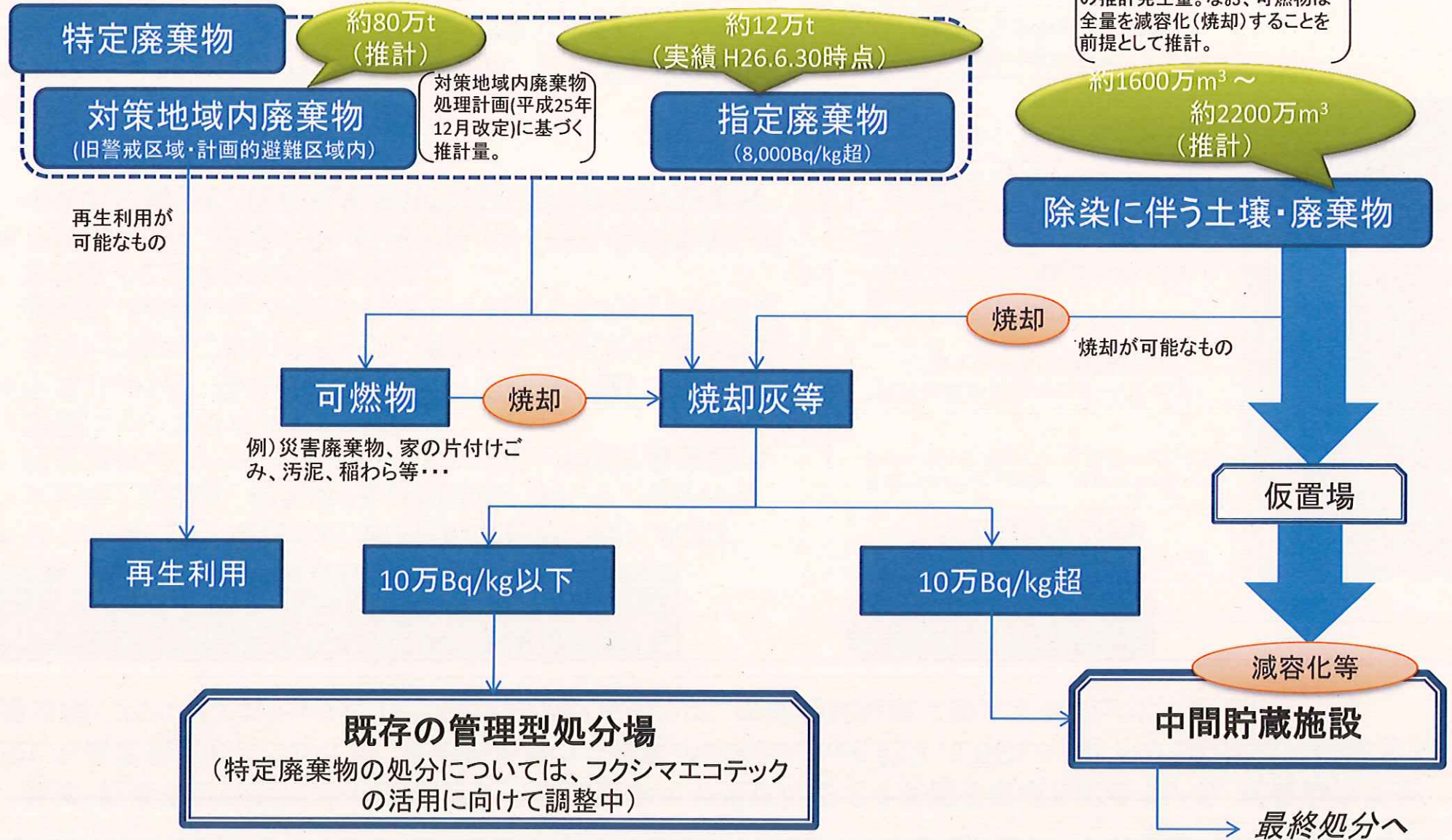


### 福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年夏頃を目途に焼却開始予定。



# 放射性物質汚染対処特措法に基づく 特定廃棄物及び除染土壌等の処理フロー（福島県内）



注) 中間貯蔵施設の検討に当たっては、追加的な除染など、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮しています。



# フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画(案)の概要

既設の管理型処分場を活用して埋立処分することが可能な10万Bq/kg以下の廃棄物については、大量の廃棄物が発生している双葉郡にあり、十分な容量を有しているフクシマエコテックを活用して埋立処分する計画。

埋立処分事業は放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が責任を持って実施。環境省が埋立処分計画を作成し、環境省の事業として責任を持って埋立処分を行う。

## 【施設概要】

- 処分場所在地：  
福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田  
(搬入路入口は福島県双葉郡楡葉町に所在)
- 処分場面積：約9.4ha  
(埋立地面積は約4.2ha)
- 埋立容量：約96万 $m^3$
- 埋立地の残余容量：約74万 $m^3$



フクシマエコテッククリーンセンター

## 【処分計画】

- 埋立対象物：合計約65万 $m^3$   
対策地域内廃棄物等、指定廃棄物、双葉郡8町村の生活ごみ(10万Bq/kg以下に限る。)
- 事業期間：約6年間(双葉郡8町村の生活ゴミは約10年間)  
埋立完了後も国が責任を持って管理を実施。
- 廃棄物の処理方法：  
放射性セシウムの溶出量の比較的多い廃棄物はセメント固型化する。  
埋立作業を実施していない区画のシートによる保護(雨水浸透抑制)、不透水性土壤層の敷設(雨水浸透抑制)、中間土壤層の敷設(放射性物質の吸着)など、放射性物質が漏出しないよう多重の防護対策を実施する。



## 関係5県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)における指定廃棄物の処理に関する動き

### 前政権における経緯

- (1) 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)  
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (2) 指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)  
多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。
- (3) 処分場の候補地提示(平成24年9月)  
栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

### 政権交代後の選定プロセスの見直し

➤平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の最終処分場の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

#### ①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

#### ②専門家で構成される有識者会議による評価の実施

- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

#### ③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価 7



# 指定廃棄物に関する関係5県の状況

## 市町村長会議等の開催と調整の状況

### <宮城県>

第1-3回：H24.10-H25.5

第4回：H25.11.11

→宮城県における候補地の選定手法が確定

第5回：H26.1.20

→詳細調査の候補地を3カ所提示

[国・宮城県・3市町会談]

第1回 - 第4回：H26.5.26-H26.6.30

H26.6.13、H26.6.14、H26.6.16

→副大臣、政務官が3カ所の候補地を現地視察

第6回：H26.7.25

→大臣が出席し、詳細調査の実施について改めて依頼

第7回：H26.8.4

→知事が、詳細調査の実施について市町村長の意見をとりまとめ

H26.8.7

→県知事が大臣を訪問し、県として詳細調査の受入れ表明。それを受け、大臣から詳細調査の実施を表明

H26.8.20

→副大臣が候補地3市町を訪問し、詳細調査を翌日から開始することなどを説明

### <栃木県>

第1-3回：H25.4-H25.8

第4回：H25.12.24

→栃木県における候補地の選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査の候補地を1カ所提示

第5回：H26.7.31

→詳細調査の候補地の選定結果を説明

H26.8.5

→塩谷町議会において、処分場候補地の白紙撤回を求める意見書が可決

H26.8.20

→栃木県が有識者会議を開催し、国が選定経緯を説明

H26.8.25

→副大臣が候補地及び塩谷町を訪問し、選定経緯の詳細について説明

### <千葉県>

第1回：H25.4.10

第2回：H25.6.3

第3回：H26.1.9

第4回：H26.4.17

→千葉県における候補地の選定手法が確定

### <茨城県>

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

### <群馬県>

第1回：H25.4.19

第2回：H25.7.1

### (参考)環境省の有識者会議

- 第1回：H25.3.16 →最終処分場の安全性について了承
- 第2回：H25.4.22
- 第3回：H25.5.10
- 第4回：H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承
- 第5回：H25.7.16
- 第6回：H25.10.4 →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承